

東京法務局 訟務部長 殿

令和4年4月18日

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 安全保障貿易管理課長

争訟事件に関する資料の提供について（依頼）に対する回答に
ついて

令和4年4月18日付け照会のあった標記の件については、下記のとおり回答する。

- 1 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第2条の2第2項第5号の2ハ（以下「本件要件ハ」という。）の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「輸出貿易管理令の運用について」の輸出令別表第一中解釈を要する語の解釈中で、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう」と示しており、このうち「殺菌」の方法については、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用」と示している。このうち、物理的手法の部分に「(例えば、蒸気の使用)」との記載があるが、蒸気の使用はあくまで例示であり、その殺菌の方法を一つの手法に限定したものではなく、あらゆる方法が含まれており、「乾熱殺菌」、すなわち加熱乾燥空気を用いた殺菌方法も含まれる。
- 2 本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「輸出貿易管理令の運用について」の輸出令別表第一中解釈を要する語の解釈中で、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう」と示しており、「殺菌」の対象は「微生物」となる。この「微生物」とは、貨物等省令第2条の2第1項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指している。

- 3 本件要件ハには、御指摘の曝露防止構造を有するか否かについて規定されていないため、本件要件ハに該当するか否かの判断にあたっては、当該曝露防止構造を有するか否かは影響しない。
- 4 上記1から3の解釈は、令和2年3月12日時点でも同様であり、その後、変更はない。